

熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 8 号

熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則等の一部を改正する規則（熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正）

第 1 条 熊本県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号テ中「及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条の 5 第 3 項」を削る。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第 2 条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条の 5 第 3 項」を削る。

（熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第 3 条 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 21 条の 5 第 3 項」を削る。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 9 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 及び第 12 条の 3 中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

第 13 条の表 4 の項中

「
（3）（1）及び（2）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
」

を

「
（3）（1）及び（2）に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
（4） 国又は地方公共団体等が行う県内における環境保全、国際交流又は文化振興の事業に対して行う奉仕活動
」

に改め、同表 12 の項中「9 日」を

「14 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 12 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 10 号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「営利企業」を「営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）」に改める。

第2条中「営利を目的とする私企業」を「営利企業」に改める。

第3条を次のように改める。

(許可の基準)

- 第3条 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員その他如何なる名称を有する地位を問わずこれに類すると認められる地位を兼ね、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することについては、任命権者は、その職員の職と当該会社その他の団体又は事業若しくは事務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認められる場合であって法の精神に反しないと認められるときのほかは、これを許可してはならない。
- 2 職員が自ら営利企業を営むことについては、任命権者は、その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がなく法の精神に反しないと認められる場合として人事委員会が定めるときのほかは、これを許可してはならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月12日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成15年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「、第2項、第4項及び第5項」に改める。

第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(健康及び福祉確保の措置)

第11条 任命権者は、裁量勤務研究員の勤務の状況に応じた当該裁量勤務研究員の健康及び福祉を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 裁量勤務研究員の勤務状況及び健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

(2) 裁量勤務研究員の年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

(3) 裁量勤務研究員の心身の健康についての相談窓口を設置すること。

(4) 必要に応じて、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第13条第1項に規定する産業医(以下「産業医」という。)による助言又は指導を受けること。

(5) 必要に応じて、裁量勤務研究員に産業医による保健指導を受けさせること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める措置

(苦情の処理)

第12条 人事委員会は、熊本県人事委員会人事相談所設置規程(昭和27年熊本県人事委員会告示第1号)の定めるところにより、裁量勤務研究員からの苦情を処理するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月12日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程(昭和46年熊本県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中キをクとし、力をキとし、オの次に次のように加える。

カ 東京法務局登記官の証明する登記されていないことの証明書

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月12日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会告示第2号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程

熊本県職員等の給与簿取扱規程(昭和32年熊本県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第11号中「による月額」を「による、交通機関等に係る1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等に係る額の合計額(当該合計額が55,000円を超えるときは、その額と

55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額)と、特別急行列車等に係る1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(当該相当額が20,000円を超えるときは、20,000円)との合計額」に改める。

第17条第1項第9号中「通勤手当」を削り、同項中第36号を第37号とし、第10号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 「通勤手当」の欄

一般職員給与条例第10条第3項及び第4項並びに県立学校給与条例第11条第3項及び第4項の規定により当該給与期間に支給されることとなる金額を記入する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年3月12日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令の制定について

熊本県人事委員会事務局処務規程(昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1 5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄第15項を第16項とし、第7項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 通勤手当の運用について(昭和33年10月21日付け人委第615号)第17条の3関係第1項第2号に規定する人事委員会が認める事由に関すること。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。